

高知県貸金業法施行細則の一部改正の概要

1 概要

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に伴い、平成 22 年 1 月 1 日より職員の勤務時間が「午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分」に改められるため、高知県貸金業法施行細則第 4 条に基づく貸金業者登録簿の閲覧時間も変更することとし、以下の新旧対照表のとおり高知県貸金業法施行細則の一部を改正する。

新	旧	対	照	表
新				旧
高知県貸金業法施行細則(抜粋)				高知県貸金業法施行細則(抜粋)
本則				本則
第 4 条 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から <u>午後 5 時 15 分</u> までとする。ただし、 <u>午後零時</u> から午後 1 時までの間を除く。				第 4 条 登録簿の閲覧時間は、午前 8 時 30 分から <u>午後 5 時 30 分</u> までとする。ただし、 <u>正午</u> から午後 1 時までの間を除く。
2・3 略				2・3 略

2 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日